

総 財 地 第 8 1 号
令 和 2 年 3 月 3 1 日

各都道府県総務部長 殿
(財政担当課、市区町村担当課扱い)

総務省自治財政局地方債課長
(公 印 省 略)

地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部
を改正する政令について (通知)

地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令 (令和2年政令第108号) が、本日公布され、令和2年4月1日から施行されますので、別添のとおりお知らせします。